

平成16年10月22日
学 長 裁 定

「山形大学セクシュアル・ハラスメント緊急対策協議会」の
設置について

1. 目 的

本学においてはセクシュアル・ハラスメントを未然に防止することが緊急の課題となっており、全学で抜本的に防止対策を見直すとともにセクシュアル・ハラスメントのない健全なキャンパスを取り戻すため、学内外の専門家による山形大学セクシュアル・ハラスメント緊急対策協議会(以下「協議会」という。)を設置し、今後の防止対策に反映させることを目的とする。

2. 協議内容

協議会は、次のことについて協議する。

- (1) 未然に防止するための方策について
- (2) 被害者からの相談のあり方について
- (3) 規程等の見直しについて
- (4) その他

3. 構 成

協議会の構成員は次のとおりとし、学長が任命する。

- (1) セクシュアル・ハラスメント防止委員会委員長
- (2) セクシュアル・ハラスメント防止委員会委員 若干人
- (3) 学内の専門的知識を有する教員 若干人
- (4) 学外の有識者 若干人

4. 運 営

協議会の運営は次のとおりとする。

- (1) セクシュアル・ハラスメント防止委員会委員長を議長とする。
- (2) 協議会の会合は、必要に応じ議長が招集する。
- (3) 協議会は、学長、セクシュアル・ハラスメント防止委員会委員長及び各学部セクシュアル・ハラスメント防止対策委員会委員長に意見を具申することができる。
- (4) 協議会議長は、協議会の検討状況を逐次、学長及び役員会に報告するものとする。

5. その他

協議会に関する事務は、総務部人事課が担当する。